

第6章 誘導施策及び届出制度

6-1 誘導施策

まちづくり方針に基づき、都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開していきます。なお、誘導施策の展開にあたっては、国の各種補助・交付金等の活用を検討します。

誘導区域 : 誘導区域を対象とした施策

誘導区域外 : 誘導区域外を対象とした施策

まちづくり方針1：滝川暮らしの質の向上（人口流出を抑制する定住環境の整備）

【誘導方針1：まちなかの魅力向上】

①JR 滝川駅周辺における滞在・交流を生む拠点の形成

誘導区域

JR 滝川駅周辺においては、「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流の創出を図るとともに、文化・交流、交通、居住、商業等、様々な都市機能が複合化した拠点形成を図ります。

また、駅前広場については、都市間バスのバス待ち空間などの利便性向上を図ります。

②ウォークブルで都市拠点の魅力を高める取組の展開

誘導区域

“人”中心の空間を形成し、賑わいを創出するウォークブルな都市拠点の形成に向けて、産・官・学が連携しながら、都市拠点の魅力を高める取組を進めます。

都市機能誘導区域内においては、老朽化した建物の解体や、誘導施設の新設、空き店舗への出店に対する支援を検討します。

さらに、都市拠点における空きビル・空き家・低未利用地等の利用促進を図ります。

③都市拠点における居住の誘導

誘導区域

都市機能誘導区域は重点的に居住を誘導するエリアとして位置付け、民間賃貸住宅の建設への支援や「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進します。

【誘導方針2：地域生活に必要な都市機能の確保】

①都市機能を確保するための居住誘導と土地利用の維持、ネットワークの確保

誘導区域

誘導区域外

滝川市街地や江部乙地域、東滝川地域における身近な暮らしを守り、商業、医療、教育、子育てなどの都市機能を享受するため、居住誘導区域の設定により、地域生活に必要な都市機能の維持・確保を図るとともに、国道12号や国道38号沿道におけるこれら都市機能が立地しやすい土地利用の維持、またこれらの都市機能を享受することができるネットワークの確保を図ります。

【誘導方針3：生活を支える交通ネットワークの形成】

①生活に必要な公共交通ネットワークの形成

誘導区域

誘導区域外

市内を運行するバス路線のより効果的な運行体制の検討を進めるとともに、江部乙地域・東滝川地域においてはデマンド交通等、これからの住民生活に適した移動手段の検討を進め、公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

②公共交通の利用促進策の推進

誘導区域

誘導区域外

都市機能を楽しむために必要な公共交通を維持・確保していくため、公共交通への転換や利用促進を図る取組を進めます。

【誘導方針4：災害に強いまちづくり】

※第7章 防災指針で詳述

【誘導方針5：公共施設等の適正配置】

①公共施設等の適正配置

誘導区域

誘導区域外

「滝川市公共施設等総合管理計画」、「滝川市公共施設個別施設計画 前期計画」等に基づき、老朽化した公共施設について、施設・機能の集約化・複合化を行い、効率的・効果的な施設配置を進め、財政負担の軽減・平準化を図ります。なお、子育て世帯の新たな居住誘導を図る上で重要となる学校施設については、今後の人口減少などによる児童・生徒数の減少を鑑み、効率的・効果的な配置を検討する必要があることから、維持・集約・建て替えなどの具体的な検討を進めます。

また、公的不動産（土地・建物）については、都市機能の誘導や民間事業者との連携・誘致を図り、積極的な活用を検討します。

まちづくり方針2：滝川に人を惹きつける魅力の創造（人口流入・交流人口拡大を促進する環境の整備）

【誘導方針1：商業等の高次都市サービスの確保】

①高次都市機能の立地を確保する土地利用の維持

誘導区域

国道12号滝川バイパス沿道においては、「広域商業拠点」として中空知圏の生活利便性を支える商業等の都市機能を確保するための土地利用を維持します。

【誘導方針2：広域交通ネットワークの確保】

①広域道路ネットワークの形成

誘導区域

誘導区域外

中空知圏域の各市町や札幌、旭川、留萌、帯広方面へと接続する、道央自動車道や国道12号、国道38号、国道451号については、広域道路ネットワークとして、関係機関との協議・調整を行い、適正な整備と維持、景観形成を推進します。

②広域公共交通ネットワークの確保

誘導区域

誘導区域外

鉄道や広域路線バスは、中空知圏の通勤・通学、業務、観光等を支える広域公共交通の機能を有することから、周辺自治体や交通事業者と協議・調整を行い、住民生活を踏まえた効果的な路線や便数の確保を図ります。また、広域交通と市内交通の乗り継ぎがしやすいよう、市内路線バスとのダイヤ調整を行う等、利用しやすい環境整備を進めます。

※中空知地域の5市4町（中空知地域5市5町のうち新十津川町を除く）で公共交通計画の策定作業を進めており、令和4年度内の策定・公表を予定しています。

【誘導方針3：産業を支える拠点とネットワークの充実】

① 交流拠点の形成 誘導区域外

交流人口の拡大に向けて、滝川の農産物や地域資源、自然環境・農村環境等を生かし、道の駅やスカイパーク・滝川ふれ愛の里周辺において、地域住民や観光客等の交流機能や集客機能等の強化を検討し、交流拠点の形成を図ります。

【誘導方針4：魅力ある住宅・住環境の形成】

① 高齢者に対応した住宅の供給・整備 誘導区域

居住誘導区域や都市機能誘導区域において、「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進します。

また、既存住宅の耐震化など安全で快適な住宅への改修を促進します。

② 移住・定住を支える住宅供給 誘導区域

移住・定住を促進するため、居住誘導区域における宅地の確保とともに、子育て世帯の住宅取得の支援や、子育て支援機能等の充実を図ります。

また、老朽化した市営住宅については、定住化を促進するとともに良好な住宅ストックを形成するため建て替えを推進します。

③ 空きビル・空き家・低未利用地等の有効活用と不動産の流動化の促進 誘導区域 誘導区域外

地域の良好な生活環境が阻害されないよう、空きビル・空き家・低未利用地等の発生を抑制するとともに、「滝川市空家等対策計画」に基づき、所有者等への空き家の適切な管理の促進や、必要に応じて特定空き家等に対して適切な対応、空き家等の有効活用に向けた必要な取組を官民連携で進めます。

また、「中空知住み替え支援協議会」への登録を促し、戸建て住宅の有効活用を進めるとともに、子育て世帯への住み替え支援を図り、既存住宅の流通・利活用を促進します。

【誘導方針5：自然環境との共生・住環境の確保】

① 自然環境・農地の保全 誘導区域 誘導区域外

滝川東地域に広がる優良農地や自然環境を保全する土地利用とし、豊かな自然環境を生かした魅力ある住環境を維持・保全します。

これらの豊かな自然環境を生かしながら、既存の住宅・空き家等を活用したワーケーションやテレワーク等の新たなワークスタイル・ライフスタイルの変化に対応した交流人口の拡大に取り組みます。

② コンパクトなまちづくりと連動した都市公園の再編 誘導区域 誘導区域外

「滝川市緑の基本計画」に基づき、コンパクトなまちづくりと連動しながら、学校や子育て支援施設、福祉施設等の都市機能との一体的な利用によって相乗効果を発揮できるよう、都市公園の再編を推進します。

6-2 届出制度

(1) 制度の概要

都市再生特別措置法第88条、第108条、第108条の2の規定に基づき、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所について、市長への届出が必要となります。

(2) 都市機能誘導区域内外における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する以下に示す開発行為又は建築等行為を行おうとする場合、さらに都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合は、市長への届出が義務付けられます。

表 届出の対象となる行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休止又は廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

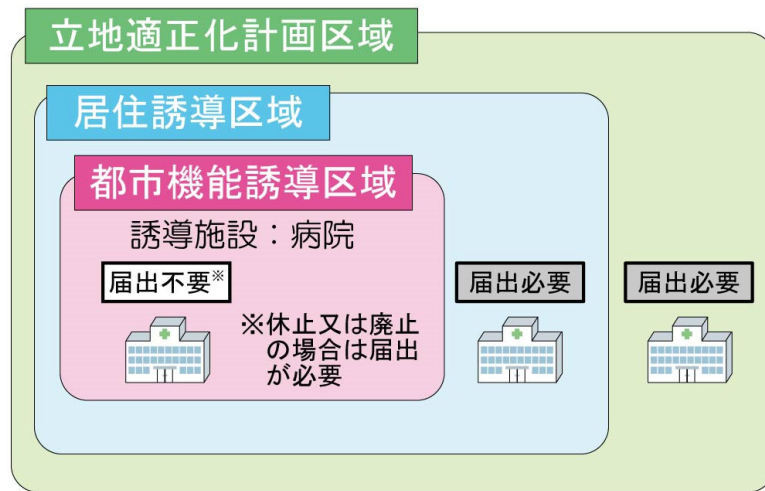


図 届出の対象となる行為のイメージ

資料:国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画書に係る概要」をもとに作成

(3) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合は、市長への届出が義務付けられます。

表 届出の対象となる行為

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為*
建築等行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合* ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

*計画策定時点（令和5年3月）で、滝川市では該当する条例は定めていません。

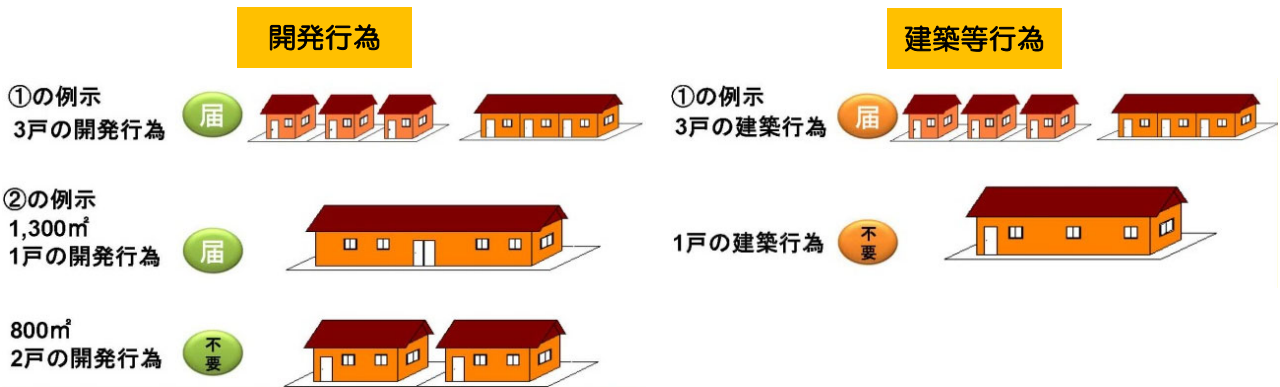


図 届出の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画書に係る概要」